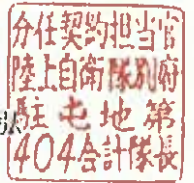


公 告

公 告 第 6 号
平成30年3月8日

分任契約担当官代理
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊契約班長 魚住 和哉



一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：産業廃棄物処理（作業産廃）ほか10件
- (2) 履行期間：平成30年4月2日～平成31年3月29日
- (3) 履行場所：陸上自衛隊別府駐屯地及び十文字原演習場
- (4) 内 容：別紙のとおり。（細部は仕様書のとおり。）

2 競争参加資格

・次のいずれかであること。

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること。

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

公告及び入札心得等については、別府駐屯地会計隊及び西部方面隊HPに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：平成30年3月22日（木）13時00分 別府駐屯地 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総価（単価） 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり。

別紙第1

1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 競争参加資格の年度は、平成28・29・30年度とする。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 「国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)に基づき、入札適合条件を満たす者であること。
- (8) 1「環境配慮への取組状況」2「優良基準への適合状況」をポイント制により評価し、裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上の条件を満たしている者
(入札参加を希望する事業者は、別紙第2～別紙第10に基づきそれぞれ関係書類を平成30年3月19日(月)17時00分までに提出すること。入札参加資格の審査の結果については、平成30年3月20日(火)17時00分までに連絡する。)
- (9) 入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記するものとする。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 落札の決定方法

予定総価(単価(消費税抜き)×予定数量の合計) 当隊所定の予定価格以内の最低落札者とす
る。(同価の場合は抽選により決定する。)

3 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは「(予定数量－処理数量)×単価」の総額の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 裾切り方式において評価ポイントの満点の60%未満の者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
- (5) 電信・電話・FAXによる入札
- (6) 仕様書を受領しなかった者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

6 契約書の作成：落札決定後速やかに、契約書を作成します。

7 その他

- (1) 入札参加を希望する方は、平成30年3月19日(月)12時00までに、陸上自衛隊別府駐屯

- 地会計隊へ仕様書を受領されたい。仕様書受領なき業者は入札に参加できません。
- (2) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
 - (3) 競争参加資格審査結果通知書の写しを入札前に提出すること。
 - (4) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合には、平成30年3月22(木)11時まで
に必着するように郵送し下記担当者に連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札
に関係の無い職員により抽選を実施する。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入
札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
 - (5) 現場説明会：実施しない。(ただし、事前に調整のうえ現場を確認するものとする。)
 - (6) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsd/f/wue/>)
陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊湯布院駐屯地、陸上自衛隊玖珠駐屯地、別府商工会議所、
大分商工会議所、大分地方協力本部

8 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143

陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 魚住

TEL 0977-22-4311 (内線) 338 FAX 0977-23-3433 (直通)

9 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊大分分屯地 管理科 担当 島田

TEL 0977-22-4311 (内線) 316

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(収集運搬業者)

誓約書	
1	優 誓約書
環境配慮への取組状況	
1	優 環境/CSR報告書
	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
2	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況	
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優 優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類)
	直前3年の貸借対照表
	直前3年の損益計算書
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
5	直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類
	国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
	社会保険料納付確認書(又はその写し)
	労働保険料納付確認書(又はその写し)
収集運搬業固有の取組	
	環境に配慮した運転(実施状況及びインターネット等による情報公開及び認証【グリーン経営認証など】)
1	優 ア. エネルギー使用実態の把握等
	優 イ. エコドライブの推進措置
	優 ウ. 点検・整備の自主管理基準
	優 エ. 輸送効率向上のための措置
2	優 低燃費車の導入割合(平成27年度燃費基準達成車)
3	優 低排出ガス車の導入割合(平成17年規制以降の適合車)

注1: 優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(中間処理業者【破碎】)

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境/CSR報告書
	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
2	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類)
		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
5		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
中間処理業固有の取組		
1	優	低公害形建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)

注1: 優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(中間処理業者【焼却】)

誓約書	
1	優 誓約書
環境配慮への取組状況	
1	優 環境/CSR報告書
2	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況	
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優 優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類)
5	直前3年の貸借対照表
	直前3年の損益計算書
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
	直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類
	国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
	社会保険料納付確認書(又はその写し)
	労働保険料納付確認書(又はその写し)
中間処理業固有の取組	
1	優 熱回収の実施

注1:優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2:優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長 野田 勝美 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処理に提出される申請書類に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境／CSR報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 平成 年 月 日から平成 年 月 日(入札日)までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと(書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官陸上自衛隊別府駐屯地第404会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、産業廃棄物処理入札参加時において最新のものであること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊別府駐屯地

第404会計隊長 野田 勝美 殿

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥無害化認定の取り消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について(補足)

優良産廃処理業者認定制度の優良認定をうけていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること(インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等)。

公 表 事 項		適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	-	-
	処理施設に関する事項		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		-
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	○
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量・中間処理後産業廃棄物の処分量		
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		-
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実		-
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1:記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」を参照のこと。

注2:記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

分任契約担当官

陸上自衛隊別府駐屯地

第404会計隊長 野田 勝美 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計(円)	負債・純資産合計(円)	自己資本比率(%)
平成 年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
平成 年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
平成 年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、平成 年度、平成 年度、平成 年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「①自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却
の額の和の平均が零を越えていることを証する書類

分任契約担当官

陸上自衛隊別府駐屯地

第404会計隊長 野田 勝美 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額(円)	減価償却費(円)	経常利益+減価償却(円)
平成 年度 (3年前事業年度)			(ア)
平成 年度 (2年前事業年度)			(イ)
平成 年度 (前年度)			(ウ)

平成 年度～平成 年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

(ア)

+

(イ)

+

(ウ)

=

3

上記より平成 年度、平成 年度、平成 年度の経常利益金額と減価償却費
の和の平均値が零を越えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.
6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義
に従って算出した。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

内訳書

件名	規格	単位	予定数量	履行場所	備考
産業廃棄物処理 (作業産廃)	仕様書のとおり (作業木くず)	KG	100	別府駐屯地	6カ月に1回を基準 その他係官が指示した日
"	" (ガラス・陶磁器・コンクリート類)	KG	350	"	"
"	" (特殊プラスチック)	KG	100	"	"
"	" (金属類混合廃棄物)	KG	100	"	"
"	" (石膏ボード・不燃材)	KG	80	"	"
"	" (蛍光灯)	KG	350	"	"
産業廃棄物処理	" (草・木・枝)	KG	110,000	"	2カ月に3回を基準 その他係官が指示した日
"	" (ガラス・陶磁器・金属くず)	KG	10,000	"	3カ月に1回を基準 その他係官が指示した日
"	" (廃プラスチック)	KG	7,500	"	2カ月に1回を基準 その他係官が指示した日
事業系一般廃棄物処理	" (可燃物)	KG	95,000	別府駐屯地 十字原演習場	週2回(月・木曜日) その他係官が指示した日
"	" (缶・ビン・ペットボトル)	KG	8,500	"	月2回(第2・4金曜日) その他係官が指示した日